

第 6114 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 1月 8日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 仮想通貨の売却による所得計算

**Q** : 仮想通貨を売却した場合、所得の計算は、どのようにするのですか？

**A** : 次のように計算します。

### 【解説】

仮想通貨を売却した場合の所得は、原則として、雑所得になり、その所得金額は、総収入金額から必要経費を控除することにより算出します。

必要経費に算入できる金額は、①総収入金額に対応する売上原価その他その収入を得るため直接要した費用の額及び②その年における販売費、一般管理費その他その所得を生ずべき業務について生じた費用の額です。

必要経費になるものには、例えば次のような費用があります。

- ・売却した仮想通貨の取得価額
- ・売却の際に支払った手数料

その他、インターネットやスマートフォン等の回線利用料、パソコン等の購入費用などについても、仮想通貨の売却のために必要な支出であると認められる部分の金額は、必要経費に算入することができます。

なお、パソコンなど、使用可能期間が1年以上で、かつ、一定金額を超える資産については、使用可能期間の全期間にわたって分割して必要経費にしなければなりません。

また、一つの支出が家事上と業務上の両方に関りがある費用(家事関連費)については、業務の遂行上直接必要であったことが明らかに区分できる場合に限り、その区分した金額を必要経費に算入することができます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

